

# 令和6年度奈良県海外販路拡大プロジェクト事業 参加事業者募集要項

## 1 目的

奈良県では中小企業の皆様の海外展開を支援する一環として、昨年度に引き続きフランスでのテストマーケティングを実施いたします。

本事業では海外展開に関心のある県内中小企業の皆様に対して、フランス・パリのリアル店舗での販売により市場需要等をテストする機会を提供する他、世界中の業界関係者が集う世界最大級の大型展示会「Maison&Objet(メゾン・エ・オブジェ)」や参加事業者にとって参考となる店舗等への視察会を予定しています。

テストマーケティングの実施前にはセミナーや専門家による個別面談(オンラインや直接面談)を含めた事前準備、期間中は現地専属スタッフによる情報収集、実施後には各商品への評価等の詳細なフィードバックを行います。

参加事業者の海外展開におけるミスマッチを最低限におさえ、成功率を高めるために的を射た商品展開・改良、価格設定及び販路の開拓方法等を吸収し、今後のマーケティングに活かして競争力を高めていただくことを目的とします。

## 2 実施体制

主 催：奈良県

共 催：ジェトロ(日本貿易振興機構)奈良

委託先：SAS ENIS

### ○SAS ENIS について

パリ中心部のコンセプトショップである「Maison Wa」「Maison Wa ste-anne」及び同 EC サイトを運営し、経済産業省や各地方自治体のプロモーション事業に豊富な経験と実績をもつ現地バイヤー。フランス・パリでの10年以上に渡る経験をもとに、売れる商品づくりをバイヤー目線でアドバイスする。

### 3 事業内容

#### ①リアル店舗におけるテストマーケティング

- (1) 開催時期：令和6年9月10日(火)～1ヶ月間(予定)
- (2) 開催場所：フランス・パリ
- (3) 対象者：現地消費者、バイヤー
- (4) 実施内容：SAS ENIS 協力の下、フランスのリアル店舗においてテストマーケティングを1ヶ月間実施します。また、店舗ホームページや SNS 等の活用により広く情報発信します。
- (5) 実施店舗：下記店舗のうちいずれかで実施（商材によって決定）

##### ○Maison Wa

パリ中心部にあるショールーム&イベントスペース。2015年の開店以来、感度の高いパリ市民たちを中心に世界中のクリエイターや、文化的・知的関心層たちが集まるエリアから日本の文化やモノづくり、技、心を伝え続けている。日本に興味のあるパリ市民や世界各国から観光客が来店します。

・来店者数：約1,500人/月

・最寄り駅：パリメトロのピラミッド駅。ルーブル美術館やオペラ座からも徒歩圏内。

##### ○Maison Wa ste-anne

Maison Wa から徒歩1分の距離にあり、人通りの多いサンタンヌ通りに面しています。ワークショップや展示会なども行っており、若者からバイヤーまで幅広くファンを持っており、来店者数も多く消費者の属性が幅広いです。

・来店者数約2,500人/月

#### ②展示会 Maison & Objet 及び現地店舗の視察会

- (1) 開催時期：令和6年9月9日(月)～12日(木)(予定)
- (2) 開催場所：フランス・パリ
- (3) 対象者：テストマーケティング参加事業者
- (4) 実施内容：現地渡航する参加事業者に対し、Maison & Objet の視察会を通して現地ニーズ及びトレンドの把握や売れる商品づくり、展示会出展に向けての学びの機会を提供します。Maison & Objet の視察を実施するにあたり SAS ENIS が事前に調査を行い、今年のトレンドなどを踏まえ、参加事業者の参考となるブースを選定・案内し、現地で質問がある場合は逐次通訳をいたします。また、SAS ENIS のこれまでの出展経験から、今後海外の展示会に出展する際に必要な心構えやブースづくり、PR方法などをレクチャーしますので、参加事業者にとって販路開拓の実践的な勉強の機会となります。その後、参加事業者にとって参考となる店舗等の視察も併せて行います。

### ○Maison&Objet(メゾン・エ・オブジェ)について

世界最大級のインテリア&デザインのトレードショーとして世界中の業界関係者に注目されている展示会。フランスのみならず欧州において、製品の販路開拓を目指すうえで非常に有益な見本市である。

年に2回世界のクリエイションの中心地パリで開催され、その都度発信される最新トレンド情報が世界を駆け巡る。海外バイヤーやジャーナリスト等も多数参加している。

### ○現地渡航について

展示会出展に向けて海外事情に関する見聞を広げるため、Maison&Objet や現地店舗の視察会を行いますので、現地渡航を原則条件とします。（※渡航旅費は自己負担となります。）

なお、テストマーケティングを行うリアル店舗では、日常的にヒアリングを行っている専門の店舗スタッフが来店者一人一人に対面販売及びアンケート調査を行います。店舗での案内は現地スタッフが行いますので、現地での販売対応等は不要です。

(予定)

- ・9月9日(月)～12日(木) Maison&Objet 及び現地店舗視察会
- ・9月10日(火) テストマーケティング開始日

※テストマーケティングの実施日と現地店舗視察会の日程が重なりますので、自社の商品が並ぶリアル店舗も見ることができます。

## 4 募集事業者数

10 者程度

※出品商品は参加事業者の選考後、協議のうえ決定します。

## 5 募集期間

募集開始の日から令和6年6月21日(金)17時(期限必着)

※配達を証明できる方法により郵送または持参してください。

## 6 募集要件

県産品の製造又は販売を行う事業者であり、以下の要件を満たす者としてします。

- (1) 奈良県内に本社を置く中小企業(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者に限る。)又は奈良県内に住所を有する個人事業主であること。
- (2) フランスへの販路拡大に意欲があり、今後継続的に海外市場開拓を行う意志を有する事業

者であること。

- (3) 参加前の準備等に係る奈良県及びSAS ENISからの連絡(訪問、電話等)やアドバイス等に対応できること。
- (4) 参加風景の撮影及びその映像を広報活動用として奈良県ホームページその他の広報媒体に使用することに同意できること。

## 7 参加対象の除外

申請事業者が6の要件を満たしている場合でも、次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、参加事業者の選考対象から除外します。

- (1) 申請事業者の役員等(法人にあっては役員(非常勤の者を含みます。)、支配人及び支店又は営業所(常時契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。))の代表者を個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- (2) 暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 申請事業者の役員等がその属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 申請事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (3)及び(4)に掲げる場合のほか、申請事業者の役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

## 8 対象商品

以下の(1)及び(2)の要件を満たす商品とします。

- (1) 県内で生産されたもの又は県内事業者により企画又は生産されたものであること。
- (2) 雑貨、日用品、ギフト商品、伝統工芸品であること。

ただし次に掲げる商品は対象外とします。

- (ア) フランスにおいて現時点で輸入禁止品目に指定されているもの  
(参考 HP) [https://www.jetro.go.jp/world/europe/fr/trade\\_02.html#block2](https://www.jetro.go.jp/world/europe/fr/trade_02.html#block2)
- (イ) 常温で輸送できないもの
- (ウ) その他奈良県が出品不可と判断した商品

※参加決定後であっても現地の事情で出品ができない可能性があります。

## 9 実施方法

本事業はテストマーケティング方式での実施となります。

購買に至った場合、現地での販売金額合計（税抜）をテストマーケティング最終日のレートで日本円に換算し、後日ご指定の口座に入金いたします。

## 10 主催者（県）の費用負担

- (1) テストマーケティング：出展料、共通広告費、日仏間初回輸送費、専用ポップ等のディスプレイ費及び展示会スタッフ費等
- (2) 展示会等の視察会：Maison & Objet への入場料を含む現地案内にかかる費用

## 11 参加事業者の費用負担

10 に規定する費用以外は、全て参加事業者の負担となります。（例：SAS ENIS が指定する場所(国内)までの商品送付費用、フランスへの渡航費用、追加出荷が生じた場合の送付費用及び事業者自身でのプロモーションや販促活動費等）

テストマーケティング終了時に残った在庫に関しては、原則、各参加事業者に戻送いたしますが、参加事業者が返送を希望しない場合には現地で処分することも可能です。

SAS ENIS が買い取りを希望する商品については各参加事業者へ直接連絡しますので、各々で条件などを決めていただきます。

## 12 応募方法

- (1) 参加申込書の提出 原本 1 部、写し 7 部

別紙参加申込書に必要事項を記入のうえ、(2)に規定する書類を添付して、(3)の提出先まで郵送または持参により提出してください。

※商品画像を参加申込書の商品画像欄に貼り付けてください。

(縦 1,000 ピクセル×横 1,500 ピクセル以上で、解像度 300dpi 以上の解像度を有する JPG 又は EPS 形式の写真であって背景が明るいところで撮影したもの)

※参加申込書は、奈良県産業部経営支援課のホームページからダウンロードできます。

(URL <https://www.pref.nara.jp/32068.htm>)

- (2) 添付書類 (イ)、(ウ) 各 8 部 (ア)、(エ) 1 部

(ア) 出品商品のサンプル 1 部

(イ) 出品商品の概要がわかるもの(パンフレット、カタログ等)

※日本語版。既に作成している場合は英語版もご提出ください。

(ウ) 参加事業者の概要がわかるパンフレット等(会社概要等が記載されたもの)

(エ) 法人の場合は登記事項証明書(本店所在地及び資本金の額が証明できるもので、発行から 3 か月以内の原本)

個人事業主の場合は開業届等の住所地及び開業年月が証明できる書類の写し

(3) 応募に関する提出先及び問合せ先

〒630-8501 奈良市登大路町 30

奈良県 産業部 経営支援課 経営力向上係 宛

TEL：0742-27-8131(8:30～17:00、土日祝日を除く)

FAX：0742-27-1396

担当：金田・八木・三輪

(4) その他

(ア) 募集要件を満たさない参加申込書は、受理しません。

(イ) 一度提出された書類は返却しません。また、提出された書類の修正や差し替え等は認めません。ただし、奈良県から指示のあった場合はその限りではありません。

### 13 参加事業者の決定

(1) 選考方法

2回の審査を経て奈良県が参加事業者を決定します。

○一次審査(書類審査)

主に募集要件に合致しているか、商品内容が適切かどうかについて審査します。

○二次審査(面談審査)

※令和6年6月26日(水)から28日(金)に実施予定ですので必ずご出席ください。

面談での審査を行います。商品の訴求力やフランスその他海外市場展開に向けた意欲等を総合的に勘案し、参加事業者を選定します。当面談で出品商品へのアドバイス及び選定を行う予定のため、商品に関する決定権のある方のご出席をお願いいたします。

審査にあたり、事前にヒアリング又は12の(2)に規定するもの以外の書類の提出をお願いする場合があります。

※出品の対象商品となるかどうか判断が難しい場合は事前にご相談ください。

(2) 決定

選考結果については全ての申請事業者に対して書面にて通知します。

なお選考は非公開で行い、選考の結果等に関するお問合せにはお答えできません。

(3) 決定の取消し

次のいずれかに該当する場合、決定を取り消すことがあります。

(ア) 破産等により事業の継続が困難となった場合

(イ) 7の(1)から(5)までに該当すること又は法令等の社会的規範を遵守していないことが判明した場合

(ウ) その他本事業の趣旨に反する行為又は品位を損なう行為であると知事が認める場合

#### 14 スケジュール (予定)

- |                      |                 |
|----------------------|-----------------|
| ・令和6年6月21日(金) 17時    | 参加申込書の提出期限、一次審査 |
| ・令和6年6月26日(水)~28日(金) | 二次審査(個別面談)      |
| ・令和6年7月上旬            | 参加事業者の決定及び結果通知  |

#### 15 免責事項

- ・商品の紛失、破損、破棄、傷み等によって商品を販売できなくなった場合でも、奈良県及びSAS ENISは一切責任を負いません。
- ・本事業にて万一参加事業者が損害や不利益を被る事態が生じたとしても、奈良県及びSAS ENISはその責任を負いません。
- ・提示する条件に合わない場合やお申込み頂いた内容が本事業の趣旨にそぐわないと考えられる場合は、内容を確認したうえで参加決定通知後においても出品をお断りする場合があります。
- ・本事業実施期間内及びその前後を通じて発生した傷病、事故、盗難等のいかなる損害についても、奈良県及びSAS ENISは一切の責任を負いません。
- ・天災、交通機関の乱れ、現地の政情等その他奈良県及びSAS ENISの責任に帰する事の出来ない事由により、本事業の一部又は全部を中止せざるを得ない場合は、奈良県及びSAS ENISは参加申込受領後であっても、本事業の一部又は全部を変更または中止することがあります。  
その際、参加事業者が負担した費用・損害について奈良県及びSAS ENISが補填することは出来ません。

#### 16 その他

- (1) 本件参加申込書の提出に必要な書類の作成、提出等に要する経費は参加事業者の負担とします。
- (2) 申込書及び添付書類に記載した情報は奈良県及びSAS ENISにて適切に管理し、本事業の運営及び奈良県が主催する他の事業の案内等のために利用する場合があります。